

介護職員特定処遇改善加算に基づく取組み について（見える化要件）

算定要件

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- ・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること
- ・介護職員処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページ等への掲載を通じた見える化を行っていること

職場環境等要件について

見える化要件に基づき、特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容を以下掲載いたします

[入職促進に向けた取組]

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

[資質の向上やキャリアアップに向けた支援]

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

[両立支援・多様な働き方の推進]

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

[腰痛を含む心身の健康管理]

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

[生産性向上のための業務改善の取組]

- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

[やりがい・働きがいの醸成]

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善